

退職・転居など 手続きを忘れずに

国民健康保険

保険証の再交付は 市役所・各支所へ

就職や退職、引っ越しなどをしたときは、国民健康保険（国保）の届け出が必要です。十四日以内に市役所市民課または城南・大胡・宮城・粕川

の各支所で手続きをしてください。会社などを退職して職場の健康保険を脱退した人は、国保の加入手続きが必要です。



市役所2階の国保年金課窓口で

国保の加入・脱退は会社などからの報告で自動的に手続きされるものではないです。必ず十四日以内に届け出ましょう。届出が遅れると、脱退した日までのさかのぼって国保税を納入していただきます。なお、家族の勤務先の健康保険に扶養家族と

して加入しながら国保にも加入している人は、すぐに国保からの脱退手続きをしましょう。

国保の主な手続き方法	
届け出が必要な場合	手続きに必要な物
他の市町村から転入した	印鑑、転出証明書
加入するときに 職場の健康保険を脱退した、または扶養家族でなくなった	印鑑、社会保険離脱証明書
子どもが生まれた	印鑑、母子手帳
生活保護を受けなくなった	印鑑
他の市町村に転出する	印鑑、保険証
脱退するとき 職場の健康保険に加入した、または扶養家族になった	印鑑、国民健康保険証、加入した職場の保険証、扶養認定日を記入した物
死亡した	印鑑、保険証
生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証
退職者医療制度に該当した	印鑑、保険証、老齢（退職）年金証書（被扶養者年金の加入期間が20年未満の人は40歳以後に10年以上加入していることが確認できる書類）
老人保健法に該当した	健康保険証、退職保険証
住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証
出稼ぎ、通院などで別の保険証が必要	印鑑、保険証
就学のため他の市町村に転出し別の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書
保険証を紛失、破損した	運転免許証など本人であることを証明できる物、破損した保険証

※社会保険離脱証明書の用紙は市役所市民課・国保年金課、各支所・出張所にあります。

水道局のホームページからも 引っ越し前に水道中止届

引っ越しをするときは、早めに水道局へ水道の使用中止届けを出しましょう。届け出がないと、実際には水道を使っていなくても基本料金が掛かってしまいます。水道局、市役所二階水道局窓口のほか、水道局のホームページや「ぐんま電子申請等受け付けシステム」でも受け付けています。届け出事項は次のとおりです。

- ① 現住所（水道使用場所）
 - ② 使用者の氏名
 - ③ 「水道使用量等のお知らせ」や領収書に記載されている水道番号④使用中止日⑤引っ越し先の住所と電話番号。
- ：問い合わせは水道局お客様センター ☎890-3300へ。



「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた農用地区域内の農地を、住宅や店舗、露天駐車場などに使用するには、初めに農用地区域からの「除外」をしなくてはなりません。次に農地法に基づく転用許可や都市計画法に基

づく開発許可などが必要です。農用地区域からの除外を希望する農地の所有者は、申し出てください。また、除外後に計画が無くなった場合は、農用地区域への編入を申し出てください。これらの申し出は郵送では受け付けません。

なお、除外が認められるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 農用地区域以外に代替すべき土地がなく、農用地以外の土地にすることが必要かつ適当である
- ② 農業上の効率的・総合的な利用に支障がない
- ③ 土地改良施設の機能に支障が

郵送では できません

まず、農用地区域から「除外」を



宅地などにする場合は申し出ましょう

ない④ 農業生産基盤整備事業（ほ場整備事業・農業用排水整備改修事業など）の完了後八年を経過している。

対象区域 上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・総社・南橋・清里・永明の各出張所管内と城南支所管内の市街化調整区域（農業振興地域内の農地で、「農用地区域外」として農用地区域から除かれた農地は不要、大胡・宮城・粕川の各支所管内で農用地区域と定められた区域）**用意する物** 土地登記事項証明書または登記簿謄本（分家住宅の場合は昭和46年当時の所有者が分かる物）、公図、土地利用計画書、確約書、案内図、土地改良事業等受益地確認書（土地改良事業八年未経過地区内と思われる場合は、土地改良事業の非受益地であるとの確認書の提出が必要な場合も）、都市計画法第三十四条第八号の三に規定する自己用住宅の場合はその確認書、印鑑など 申し込み 4月2日（月）～20日（金）の執務時間内に市役所農政課（☎890-6702）、大胡支所管内は大胡支所（☎283-0115）、宮城支所管内は宮城支所（☎283-2131）、粕川支所管内は粕川支所（☎285-6752）へ直接

社会福祉施設なども対象です

開発行為の許可が必要に

都市計画法が改正され、公共施設建設の建築を目的とする開発行為も、許可が必要になります。対象は特別養護老人ホーム・デイサービスセンターなどの社会福祉施設、病院・診療所などの医療施設、幼

稚園・小中学校などの学校施設です。なお、改正は十一月三十日（金）から施行されます。市街化調整区域内では、公共施設建設の建築を目的とする開発行為が完了していても、施行日までに建築工事に着手していないと建築行為の許可が必要です。また、市街化調整区域内で前橋工業団地造成組合などが開発行為を行った土地についても、施行日以降に建築物を新築する場合は建築行為の許可が必要になります。



学校建設なども開発許可を

4月から資格要件が変更

嶺公園墓地分譲申し込み

嶺公園の墓地分譲について、四月一日（日）から申し込み資格が変更になります。次の要件をすべて満たせば、遺骨が「未納骨」でなくても分譲申し込みができます。

- ① 本市に住民登録し遺骨を所持している
- ② ほかに墓地を所持していない
- ③ 永代使用料などを市が指定する期日まで納付できる
- ④ 使用許可後、

三年以内に墓碑など規格に合った墓地を設置できる

○：問い合わせは嶺公園管理事務所 ☎269-3838へ。

